

平成 2 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (1 2 月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成28年12月21日(水)午前10時00分 四條畷市役所本館委員会室において、教育委員会定例会を開催する。

2 出席委員

教 育 長	森田 政己
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	大村 民子
委 員	原 知雅
委 員	吉田 知子

3 事務局出席者

教 育 部 長	坂田 慶一	地 域 教 育 課 長	杉本 一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口 文敏	教育部上席主幹(地域教育課担当)兼主任	村上 始
教 育 総 務 課 長	阪本 律子	学校給食センター所長	林 雅弘
学 校 教 育 課 長	芝田 孝人	図 書 館 長	永野 国広
教育環境整備室上席主幹兼学校教育課人権教育・教科指導担当課長	河上 弘子	公 民 館 長 兼 主 任	勝村 隆彦
教 育 環 境 整 備 室 上 席 主 幹 兼 主 任	谷口 隆史	教 育 総 務 課 長 代 理 兼 主 任	櫻井 康弘
子 ども 政 策 課 長	藤岡 靖幸	教 育 総 務 課	織田 紗樹

4 議事録作成者

教 育 総 務 課 織田 紗樹

5 付議案件

議案 第14号	第2次四條畷市文化芸術振興計画の策定について
議案 第15号	四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第16号	四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

森田教育長	只今から、12月の教育委員会定例会を開催いたします。
森田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、原委員にお願いいたします。</p>
森田教育長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第14号 第2次四條畷市文化芸術振興計画の策定について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
杉本地域教育課長	はい。
森田教育長	はい、杉本地域教育課長、お願いします。
杉本地域教育課長	<p>議案第14号 第2次四條畷市文化芸術振興計画の策定についてでございます。平成24年度に策定した四條畷市文化芸術振興計画を改定し、第2次四條畷市文化芸術振興計画を策定するため、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、四條畷市文化芸術振興計画の計画期間が終了したことから、四條畷市文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会にて、意見聴取を行いとりまとめた別紙計画（案）を、第2次四條畷市文化芸術振興計画として策定するため、本案を提案いたしました。</p> <p>今回の計画改定の経緯といたしましては、第1次の計画期間が平成24年5月から平成27年3月までとしていたことにより、終了を迎えたことから計画の進捗状況及び本市の実情に即した計画内容の見直しを行うこととなりました。計画の見直しにつきましては、四條畷高校の美術教諭である金井良輔氏を会長とする文化芸術振興計画進捗状況等意見聴取会で意見を聴取し、平成28年10月17日から1ヶ月間パブリックコメントを実施した中で、今回の案を作成しております。</p> <p>計画改定の狙いとしては、内容の整理・再編成を中心に、同じような取り組みが重複して書かれているものを再編成し、四條畷らしさを出すことを意識して、新たな事業施策を設けております。内容の整理・再編成に関しましては、項目の数を6項目から5項目に再編成し、第1次にございました施策推進にあたっての課題の項目も、第2次の1項目、「計画策定の背景」の中の「四條畷市の文化芸術に係る状況及び課題」として取り上げる等の内容整理・再編成を行っております。</p> <p>四條畷らしさを意識した重点施策に関しましては、本市の多種多様な歴史的遺産を生かすための歴史的文化遺産の保存活用、もう1つは、地域の主役である市民が地域の魅力そのものであり、本市の個性ある文化芸術の未来を拓くための文化人の把握の二点を重点施策として、本市の地域性や特性を生</p>

	<p>かした独自の文化芸術を図ることとしております。以上、簡単ですが、本件の内容説明とさせていただきます。</p>
森田教育長	<p>本件につきまして、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
吉田委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>吉田委員、どうぞ。</p>
吉田委員	<p>9ページに「本市独自の魅力を積極的に発信する」と記載がありますが、本市独自の魅力とは現時点でどんなものだと思っておりますか。</p>
杉本地域教育課長	<p>重点施策にも設けておりますとおり、〜〜な歴史というところを本市の重点に掲げております。先だって、日本遺産や国史跡を目指して、日本遺産に関してましては楠木、親子、国史跡につきましては飯盛城跡を目指すという形で、特に文化というのが本市の一番の魅力だと思っております。</p>
山本職務代理	<p>よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>山本職務代理、どうぞ。</p>
山本職務代理	<p>具体的なことではないですが、1点は、1次の振興計画の部分と大きく変わった点を教えていただきたいということと、もう1点は、意見聴取会で、1次からの変更点に関する意見はどのようなものがありましたか。</p>
杉本地域教育課長	<p>1次から2次に大きく変わった点というのは、先ほど申し上げた重点施策をしっかりと設けて、四條畷らしさを出していこうというところがございます。歴史文化というところと、また、文化人の把握というところで、四條畷市にもいろんな文化人・著名人、著名人というのは、現在メディアに出演されているような著名人ではなく、四條畷市でいろんな活動・活躍されている方々の十分なPRをしていけるように目指していくというところが大きく変わった点かと思えます。</p> <p>大きく意見が出たというところは、第1次で取り組んできた中でいろんな課題もあるだろうけれど、四條畷らしさを出していこうと、文化とはどういったものかしっかりと広めていきたいというような意見が多くございました。</p>
山本職務代理	<p>もう1点、よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>山本職務代理、どうぞ。</p>

山本職務代理者	意見聴取会の会長の言葉の中に、文化は時代とともに変化していくという形で書かれており、アニメやロックについて特にこれからの重要なツールだと言及されているのですが、このような考え方について、具体的に計画の中にどのように反映されているのかな、と読ませてもらって分からなかったので教えていただけたら。
杉本地域教育課長	4ページの「計画で取り扱う文化芸術の範囲」の中で、メディア芸術という、アニメ等が入ってくるものがあります。特に、電気通信大学さんはそのようなメディアのカリキュラムがあるということで、今後、なんらかの形でタイアップしていくことに繋がっていくのかなと思います。
森田教育長	他にございますでしょうか。
吉田委員	よろしいでしょうか。
森田教育長	吉田委員、どうぞ。
吉田委員	また9ページになるのですが、「全ての人が文化施設を利用できるようにバリアフリー化を進める」とありますが、現状を知らないのですが、車いすの方が使える体育館は今のところ市内にあるのでしょうか。
杉本地域教育課長	体育館というのは本市には市民総合体育館の1施設しかございませんが、車いすでも利用できるような施設ではございますが、実際のところ、よくテレビでも見るような車いすを使ったバスケット等の種目はございませんが、そのような利用申請がきたら、しっかりと対応していくようにします。
吉田委員	ということは、対応できる施設は今のところ、あるということでしょうか。
杉本地域教育課長	はい、現在でもタイヤを使う一輪車などでも利用していただいておりますので、車いすでの利用についても問題はありません。
大村委員	よろしいでしょうか。
森田教育長	大村委員、どうぞ。
大村委員	13ページに「学校教育における文化施設の活用およびその支援に努めます」と記載がありますが、具体的にはどのようなことかお聞かせください。

杉本地域教育課長	文化施設の活用となると、本市では市民総合センターや歴史民俗資料館になってきますので、学校教育現場の中で、以前もありましたが、歴史民俗資料館を活用しての体験であったり、市民総合センターのホール等を吹奏楽で利用していただいたりというのが現状の認識です。
大村委員	市民総合センターを利用する時の費用が以前より高くなり、利用しにくくなったという声を聞いたことがあります。支援や補助等は考えられていますか。
杉本地域教育課長	ホール等の使用につきましては、市の主催関係であれば、一定費用はかからないようになっております。ただ、舞台の照明や音響等にかかる人件費につきましては別途かかります。
大村委員	それは市の主催の時であって、学校が主催の場合は費用はかかるということでしょうか。
勝村公民館長	よろしいでしょうか。
森田教育長	勝村公民館長、どうぞ。
勝村公民館長	学校も市と同じ扱いになりますので、使用料はかからないのですが人件費はかかってくるんですけれど、最近、趣向を凝らしたような形で学校の方がいろいろとやってこられますので、照明や音声の人数が増えると、人件費があがってきます。その部分で若干、費用があがるということはありません。
大村委員	そのあたりの支援は考えられているのでしょうか。
杉本地域教育課長	施設に関することは、市の施設ということで、無料で使用することができますが、人件費に関してはみていただく必要があります。指定管理の方も、舞台関係の人件費に関して、1人につきましては、無料で対応していただいておりますので、基本的な照明であれば、人件費は不要となっております。
原委員	よろしいでしょうか。
森田教育長	原委員、どうぞ。
原委員	援助されるとしたら、公立の場合ですよね、おそらく。民間の場合は、施設を借りるにも使用料はかかる。幼児期からの支援とありますが、全般に呼びかけて行うようなイベントに関しての支援ということで考えたら良いでしょうか。

杉本地域教育課長	13ページ②の「幼児期から優れた文化芸術に直接触れること」という部分についてのご質問だと思います。こちらに関しては、いろいろな芸術の観賞の場を設けていこうというので、そういったものを呼んで、観ていただきたいということです。
原委員	無料参加でしょうか。
杉本地域教育課長	はい。指定管理の協力を得たり、いろいろな形でやっていきたいと考えております。
原委員	先ほど山本職務代理が仰った部分で、今、アニメティックな「君の名は。」とか日本独特のもので、なおかつそれが評価されているということは、歴史と重ね合って、四條畷の良いところをもしそういう方がいらっしやって、楠親子のお話をサブカルチャーで若い世代へ広げていくということも考えられますか。
杉本地域教育課長	先ほど申しあげました日本遺産に向けて、河内長野市を筆頭に6市で取り組んで文化庁に申請しようとしております。これが採択されれば、四條畷市としてどのようなことをやっているのか、いろいろな形で情報発信、どんどんPRしていかなければいけないので、仰られたような形もできるのであれば、考えていかなければと思っております。
山本職務代理	よろしいでしょうか。
森田教育長	山本職務代理、どうぞ。
山本職務代理	<p>特にこの第2次の計画に盛り込んで欲しいという事ではないのですが、先ほども少しサブカルチャーの件でも言いましたが、文化振興というと、なんとなく固まった文化という形のイメージがあります。これは当然、やむを得ないことだと思います。一方、本市が目立つ、文化芸術活動で市として力を入れていく部分というのは、何点かあると思います。その部分の1つである歴史遺産については取り組まれているのですが、本計画を見ると、もう1つの読書活動については、学校教育の中でしか、あるいは図書館活動の中でしかされないような印象を受けます。本来、まちづくりの中の基本の文化としての位置づけの場合は、なんらかの形でこの中にも読書活動という部分がきても良いのではないかなと思いました。</p> <p>全体の取り組んでいく中の部分ですから、担当箇所だけの問題ではなくて、全てに相互に関連するという形で、いろいろなことを考えていかなければいけないのではないかなと思いました。特に、読書教育というのは子どもたちだけ</p>

	<p>がするものではなくて、この中にありますボランティア活動とかありますけれど、読書をされるグループもいくつかあると聞いていますので、そういう関連で、文化振興の中の1つの柱として作っていかれるべきではないかと思いました。</p>
原委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>原委員、どうぞ。</p>
原委員	<p>読書活動について、図書館の中の自習室が10席くらいで、いつ行っても満席状態で利用できず、空席でも私物が置いてあったりして、最初に行っておさえないと難しいのですが、もう少し広くなりませんか。空いている部屋を開放していただけたら、もっとたくさんの方が利用できると思うのですが。</p>
永野図書館長	<p>よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>永野図書館長、どうぞ。</p>
永野図書館長	<p>館内についてですが、車いすの方が利用できるよう、ある程度のスペースが必要になりますので、あの部屋だけで机を増設するというのはなかなか難しいです。自習室については今後の検討課題とさせていただきます。</p>
森田教育長	<p>他に、質疑等ございませんか。</p>
吉田委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>吉田委員、どうぞ。</p>
吉田委員	<p>この文化芸術の範囲に、スポーツが入っているのでしょうか。</p>
杉本地域教育課長	<p>基本的にスポーツというイメージはありません。ただ、文化というひとくくりで申し上げますと、スポーツも文化に入ります。すべてのものが文化活動になりますので、いわゆる生活文化の中で、どういった形で関わっていくのか。ジョギングであっても、生活をする中での1つの文化として取り扱うということも問題ないと考えております。具体的に中身に関して、スポーツに特化したことは書かれておりません。</p>
吉田委員	<p>今度、西中のプールを新しくするにあたり、市民も使えるかもしれないと耳にしたのですが、それはどのようなになっているか伺ってもよろしいでしょうか。</p>

西口教育部次長兼 教育環境整備室長 兼課長	<p>大分、遑らないといけません、元々、PFI 事業で小学校も含めて西部地域の再編をしようとした経緯がありまして、その最初の計画の中には、西中のプールについては温水プールで、隣接する市民総合体育館の利用者が学校が利用していない時間を上手く利用して、生涯スポーツの活動をとという思いがありましたが、財政的な事情や計画が若干うまく進行しなかった経緯等がありまして、その温水プールについては撤回させていただいて、今は普通の体育館とプールという形での整備をしようという内容になっています。</p> <p>利用については、今のところ、温水プールではございませんので、基本的には学校だけの利用とご理解いただけたらと思います。</p>
森田教育長	他に質疑等ございませんでしょうか。
森田教育長	<p>それでは、質疑等がないようですので、ここでおはかりいたします。</p> <p>議案第14号 第2次四條畷市文化芸術振興計画の策定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	異議がないようですので、議案第14号については原案のとおり可決することに決しました。
森田教育長	次に、議案第15号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から本件の内容説明を願います。
芝田学校教育課長	はい。
森田教育長	芝田学校教育課長、どうぞ。
芝田学校教育課長	<p>議案第15号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。次のとおり、四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を制定するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由としては、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、民間及び人事院勧告等を踏まえた国家公務員に係る規定の改正内容に準じて、地方公務員の育児支援・介護支援に係る規定が改正されたことから、所要の改正を行いたく、本案を提案いたしました。</p>

	<p>新旧対照表をご覧ください。第16号2項に介護時間を追記させていただきまして、附則として、議決いただきましたら、この規則は平成29年1月1日から施行するという内容になっております。この介護時間につきまして、現時点で分かっている内容ですが、3年間の期間内におきまして、1日2時間以内の範囲内で勤務をしないことができるという制度だと聞いております。説明は以上です。</p>
森田教育長	<p>本件につきまして、質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
森田教育長	<p>それでは、質疑等がないようですので、ここでおはかりいたします。 議案第15号 四條畷市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	<p>異議がないようですので、議案第15号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
森田教育長	<p>次に、議案第16号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育総務課長	<p>よろしいでしょうか。</p>
森田教育長	<p>阪本教育総務課長、どうぞ。</p>
阪本教育総務課長	<p>議案第16号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を次のように改正するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、平成29年4月1日から市立小・中学校の施設使用申請事務を変更するにあたり、四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する必要があるため、本案を提案するものでございます。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。補助執行させる事務といたしまして、第2条2項第3号に、市立小・中学校の施設使用申請事務に関することを追加する</p>

	<p>ものがございます。</p> <p>これにより、現在、田原小中学校においては、各学校に申請の受付、許可書・納付書の発行を行っていただいておりますが、平成29年4月から田原支所においてこの事務を行うことになり、先生方の事務量の軽減を図れるものと考えております。また、西部地域におきましても、庁内グループウェアのシステムを利用することにより、学校で行っていた申請の確認作業を教育総務課で許可書・納付書の発行をするとともに、一元的に行うことができ、こちらも、先生方の事務量について軽減するものと考えております。説明は以上です。</p>
森田教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本職務代理	よろしいでしょうか。
森田教育長	山本職務代理、どうぞ。
山本職務代理	田原小中学校以外は各学校でされずに市役所へ来ていると思いますが、何故、田原小中学校だけ学校で受付等を行っていたのか、経緯を教えてください。
阪本教育総務課長	田原地域の方々が西部地域の教育総務課まで来られて申請されるにあたっては、かなりの時間等が必要となるため、田原小中学校においては各学校にお願いしていたと聞いております。
山本職務代理	これは規則で定めて行っていることなので、市立小学校の施設についてはすべて一括して使用申請ができるという規則ではないのかなと思うのですが。以前の規則から、田原地域だけ漏れていたということでしょうか。
阪本教育総務課長	規則に関してですが、今回は補助執行の規則の改正を行っておりまして、使用規則についての改正は行っておりません。また、申請時におきましては、学校の許可をいただいてから教育委員会の許可をもって申請許可という形になっておりますので、今回の改正をもって、一元化を図れると思っております。
大村委員	よろしいでしょうか
森田教育長	大村委員、どうぞ。
大村委員	これまでは、団体が学校に行って空いている日をチェックして、また市役所に持っていったという形なんですね。それが、今回、学校には行かない

	<p>で、全部、市役所に来られるという形になるということですね。</p>
<p>阪本教育総務課長</p>	<p>その通りでございます。また、学校の空き状況をシステムで確認するというものでございます。</p>
<p>大村委員</p>	<p>それはどういうことですか。</p>
<p>阪本教育総務課長</p>	<p>庁内のグループウェアというシステムがございまして、そこから、学校が使われる日程等を入力していただき、その情報を共有するものです。</p>
<p>大村委員</p>	<p>学校が使うのは、学校の稼働時間で、団体が使われるのは、大体その後になりますよね。そしたら、全部空いていることにはなりませんか。</p>
<p>阪本教育総務課長</p>	<p>学校の時間内も入力できますが、土日のイベント等やPTAのイベント関係について、使われる際にはシステムで情報共有をしたいと思っております。</p>
<p>坂田教育部長</p>	<p>補足させていただいてもよろしいでしょうか。</p>
<p>森田教育長</p>	<p>坂田部長、どうぞ。</p>
<p>坂田教育部長</p>	<p>本規則は学校施設の使用条例で位置付けされており、学校長の承認を得て教育委員会が許可するという規定になっています。このスタイルについては変更はしません。あくまで、学校の承認を得て学校教育に支障のない範囲で施設の貸し出しをするというスタイルについてはそのまま通していきたいと思っております。</p> <p>承認の事務的なシステムですが、これまでは利用者が学校に行って、直接、教頭先生や校長先生に承認をいただくという形でしたが、事前にグループウェアに学校行事を入力していただき、それを教育総務課と共有することにより、利用者が学校へ行かず教育総務課に来た段階で、学校の承認とみなして、これを許可しようとするものでございます。</p> <p>今回、提案させていただいておりますのは、補助執行ということで、これまで学校と教育総務課とのやりとりでございましたが、田原地域につきましては、市役所に直接来るということは距離的な支障もありますので、教育総務課で行う仕事を田原支所へ補助執行という形をお願いするという規則改正でございます。これまでの考え方と大きな差はなく、運営面で変えていこうというものでございます。</p>
<p>大村委員</p>	<p>ということは、田原の方は田原支所で補助執行として行うということで、西部地域は今までもそういうシステムはなっていたということでしょうか。</p>

阪本教育総務課長	システムは現存しておりましたが、補助執行をしておりませんでしたので、田原支所へこの事務をお願いすることができていなかったという状態です。
芝田学校教育課長	よろしいでしょうか。
森田教育長	芝田学校教育課長、どうぞ。
芝田学校教育課長	今までは、教育総務課の事務を田原支所にしていただいていたので、学校がしていた状況でした。その事務を田原支所にしていただくということで、今回、補助執行の制度変更ということになります。
山本職務代理	よろしいでしょうか。
森田教育長	山本職務代理、どうぞ。
山本職務代理	そのことで、何故、田原小中だけが違うかったのか、いつ頃からそうだったのか、教えていただきたい。
坂田教育部長	<p>以前は、このシステムについては、学校に行っていて、教育委員会が許可するという形でやっておりました。しかし、市民負担との観点から、西部地域については、キーステーションを2ヶ所設置し、シルバーへ委託して市民へ鍵の貸し出しを行っております。当初、田原地域についても検討させていただきましたが、予算的な面や申請団体数の関係から、学校で一定やっていただく方が費用対効果としては良いのではないかとということで、田原だけはキーステーションを置かなかつた経緯がございます。</p> <p>しかしながら、今、教員の多忙化という課題もありますので、この間、少しでもそこを見直していきたいということから、今回の提案に至ったということでございます。</p>
森田教育長	他に質疑等はございませんか。
森田教育長	<p>それでは、ここでおはかりいたします。議案第16号 四條畷市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	異議がないようですので、議案第16号については原案のとおり可決することに決しました。

森田教育長	それでは、以上で、本日予定している案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。
-------	---

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月22日

四 條 畷 市 教 育 長 森 田 政 己

四 條 畷 市 教 育 委 員 会 委 員 原 知 雅